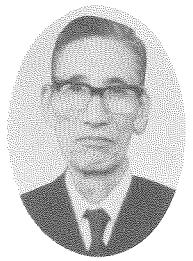


Title	新年号
Author(s)	辻野, 直三郎; 川俣, 順一; 鴛淵, 茂 他
Citation	makoto. 1978, 21, p. 2-8
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/86155">https://doi.org/10.18910/86155</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University



# 謹賀新年

財団法人大阪防疫協会

理事長 辻野直二郎

あけまして新年お目出度ございます。昨年五月は当協会創立三十周年に相当し、これが記念号を発行するに際しましては大方各位より私達微力の者に対しまして、まことに温かいご鞭撻のお言葉を賜わり深く感激致しておりますと共に年頭にあたりあらためて厚くお礼を申し上げます。

疾病は国際環境の変化に伴う場合と国内的環境保健の変化に伴う場合などにより時代的に移りていく。

## 一、予防接種を行うことは、

「大局的には公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的」とする換言すれば個人が疾病の感染源となり、そのまん延のもとになることを防ぐために予防接種を実施するのであります。予防接種をうける個人の利益は勿論ながら、より以上に国政上公衆衛生の向上及び増進のために実施する予防接種が受益者負担といえ被接種者は各個の人々であって「公衆衛生」の行政から見ればその費用を個人より徴収することについては問題点を提起することとなる。

この二点より大別して一、の場合には定期的な或いは一般的臨時予防接種と緊急的臨時予防接種の区別が起きてくる。

二、の場合には個人的予防接種の主体ながら公衆衛生の寄与増進に主眼をおくならば予防接種の費用は個人徴収よりも公的機関において支弁負担することがより合理的であるともいえる。

病予防調査会に対する「今後の伝染病予防対策のあり方」についての諮問に対し同調査会は次のような答申がなされている。「法律にもとづいて行なわれた予防接種による障害のうちワクチンの製造者、保管者、接種担当者に故意、又は過失のあったことが立証され民法、又は国家賠償法で救済される場合を除いて国家が被害者を簡易な手続により迅速に救済し得る制度を早急に確立すべきである」とあり以上の経過をへてこの種の事故に対し国家的立場で救済が実施されること別項のように確立されるに至った。この予防接種事故のために救済を求めものは厚生大臣の訓令「予防接種事故審査会」などの規定により所定の手続によるべきは当然である。ここに注目すべきは「ワクチンの製造者、保管者、接種担当者に故意、又は過失」のあったことが立証された場合を除き国が無過失責任の道をひらいたことであり、また医師が予防接種中は「公務員」と見做されることとなった。

いして従前にもまして一層の副反応事故被害者発生防止にご努力を懇請を致したい。  
○ワクチン禍の救済制度  
一、都道府県または地方自治体が予防接種法またはその政令に定められた定期的または緊急時の臨時予防接種（罰則のある強制接種「法第九、一〇条」）実施により厚生省におく「予防接種事故調査会」の意見を聞き当該市町村長之を行つたところの副反応被害者に対しこれが救済を行つた制度の確立をみたがその区分は左記の通りである。

特にお言葉には「治にいて乱を忘れず」との警世の諺のように有田コレラ発生に示すが如く各種急性伝染病がいつ、まん延するかわからない危険な時代において常に之れを念頭において今後一層この道に精進するようにとのご激励のお言葉を「天の声」と受止め職員一同更らに自戒を加えご鞭撻にこたえる所存であります故なお今後とも一層のご支援下さるよう懇願申し上げます。

○予防接種法の改正について  
改正法が実施されたのは昭和五、六、一九法律第六九号によるものでありますが一、その予防接種の対象となる

一、弔慰金（政令で定める遺族）  
イ、死亡一時金、一律 千七百円  
ロ、葬祭料 六万二千円  
二、後遺症  
イ、十七才まで障害児養育年金 a、一級月額五万五千元  
b、二級月額三万三千元  
ロ、十八才以上障害年金  
障害年金月額  
十五万一千円、九万八千円  
七万四千円の三区分別

三、医療手当  
医療費の自己分担として入院、通院者に対しては一定の日数に依りて最高一万七千五百円の医療手当が支給される。

四、救済制度の対象となる疾病

○無過失責任について  
昭和四五年に厚生大臣の伝染

病予防調査会に対する「今後の伝染病予防対策のあり方」についての諮問に対し同調査会は次のような答申がなされている。「法律にもとづいて行なわれた予防接種による障害のうちワクチンの製造者、保管者、接種担当者に故意、又は過失のあったことが立証され民法、又は国家賠償法で救済される場合を除いて国家が被害者を簡易な手続により迅速に救済し得る制度を早急に確立すべきである」とあり以上の経過をへてこの種の事故に対し国家的立場で救済が実施されること別項のように確立されるに至った。この予防接種事故のために救済を求めものは厚生大臣の訓令「予防接種事故審査会」などの規定により所定の手続によるべきは当然である。ここに注目すべきは「ワクチンの製造者、保管者、接種担当者に故意、又は過失」のあったことが立証された場合を除き国が無過失責任の道をひらいたことであり、また医師が予防接種中は「公務員」と見做されることとなった。

この際私ごときが駄弁を論ずるまでもなく医師に「問診、視診、聴診」など被接種者の健康状態について最善の注意義務をお願

して従前にもまして一層の副反応事故被害者発生防止にご努力を懇請を致したい。  
○ワクチン禍の救済制度  
一、都道府県または地方自治体が予防接種法またはその政令に定められた定期的または緊急時の臨時予防接種（罰則のある強制接種「法第九、一〇条」）実施により厚生省におく「予防接種事故調査会」の意見を聞き当該市町村長之を行つたところの副反応被害者に対しこれが救済を行つた制度の確立をみたがその区分は左記の通りである。

一、弔慰金（政令で定める遺族）  
イ、死亡一時金、一律 千七百円  
ロ、葬祭料 六万二千円  
二、後遺症  
イ、十七才まで障害児養育年金 a、一級月額五万五千元  
b、二級月額三万三千元  
ロ、十八才以上障害年金  
障害年金月額  
十五万一千円、九万八千円  
七万四千円の三区分別

三、医療手当  
医療費の自己分担として入院、通院者に対しては一定の日数に依りて最高一万七千五百円の医療手当が支給される。

四、救済制度の対象となる疾病

○無過失責任について  
昭和四五年に厚生大臣の伝染

病予防調査会に対する「今後の伝染病予防対策のあり方」についての諮問に対し同調査会は次のような答申がなされている。「法律にもとづいて行なわれた予防接種による障害のうちワクチンの製造者、保管者、接種担当者に故意、又は過失のあったことが立証され民法、又は国家賠償法で救済される場合を除いて国家が被害者を簡易な手続により迅速に救済し得る制度を早急に確立すべきである」とあり以上の経過をへてこの種の事故に対し国家的立場で救済が実施されること別項のように確立されるに至った。この予防接種事故のために救済を求めものは厚生大臣の訓令「予防接種事故審査会」などの規定により所定の手続によるべきは当然である。ここに注目すべきは「ワクチンの製造者、保管者、接種担当者に故意、又は過失」のあったことが立証された場合を除き国が無過失責任の道をひらいたことであり、また医師が予防接種中は「公務員」と見做されることとなった。

いして従前にもまして一層の副反応事故被害者発生防止にご努力を懇請を致したい。  
○ワクチン禍の救済制度  
一、都道府県または地方自治体が予防接種法またはその政令に定められた定期的または緊急時の臨時予防接種（罰則のある強制接種「法第九、一〇条」）実施により厚生省におく「予防接種事故調査会」の意見を聞き当該市町村長之を行つたところの副反応被害者に対しこれが救済を行つた制度の確立をみたがその区分は左記の通りである。

一、弔慰金（政令で定める遺族）  
イ、死亡一時金、一律 千七百円  
ロ、葬祭料 六万二千円  
二、後遺症  
イ、十七才まで障害児養育年金 a、一級月額五万五千元  
b、二級月額三万三千元  
ロ、十八才以上障害年金  
障害年金月額  
十五万一千円、九万八千円  
七万四千円の三区分別

三、医療手当  
医療費の自己分担として入院、通院者に対しては一定の日数に依りて最高一万七千五百円の医療手当が支給される。

四、救済制度の対象となる疾病

○無過失責任について  
昭和四五年に厚生大臣の伝染

病予防調査会に対する「今後の伝染病予防対策のあり方」についての諮問に対し同調査会は次のような答申がなされている。「法律にもとづいて行なわれた予防接種による障害のうちワクチンの製造者、保管者、接種担当者に故意、又は過失のあったことが立証され民法、又は国家賠償法で救済される場合を除いて国家が被害者を簡易な手続により迅速に救済し得る制度を早急に確立すべきである」とあり以上の経過をへてこの種の事故に対し国家的立場で救済が実施されること別項のように確立されるに至った。この予防接種事故のために救済を求めものは厚生大臣の訓令「予防接種事故審査会」などの規定により所定の手続によるべきは当然である。ここに注目すべきは「ワクチンの製造者、保管者、接種担当者に故意、又は過失」のあったことが立証された場合を除き国が無過失責任の道をひらいたことであり、また医師が予防接種中は「公務員」と見做されることとなった。



一、予防接種法に基づく定期及び臨時の予防接種

痘そう、ジフテリア、百日ぜき、急性灰白髄炎、麻疹、風しんなど

二、国の行政指導により住民に勧奨して行ったインフルエンザ及び日本脳炎の予防接種

なお衆、参両議院社会労働委員会においては左記のような附帯決議が行なわれた。

「救済のための給付の額は他の公的な補償制度の給付水準被害者の実情を十分考慮し適正な額とすること、また物価水準の変動等に応じて速やかに改定の措置を講ずること」とある。

○ワクチン禍救済の経過

先に述べた救済制度の確立されるに至った経過をみるに「副反応事故被害者が」以前から多少なりとも存在しておったことは否定できない事実であるうと推察されるが特に昭和四五年六月予防接種禍が大きな社会問題となり事故被害者の団体が組織されるなど活発な被害者救済運動が展開され一方政府においても全年七月三十一日閣議了解により死亡者に対する弔慰金などの措置がとられることとなった。この予防接種による極めてわず

かな確率（幾十万分の一）？で起きた不幸な被害者、特に子供の場合脳炎その他重大な副作用、最悪の場合には死、たとえ命を取止めた場合と雖も各種の障害に侵されひどい重症心身障害児となり本人はもとよりその家族に与える経済的、精神的苦痛はまことにはかりしれぬ大なるものがあり之に対する救済の手をさしのべることは防疫行政の円満なる実施上にも欠くことの出来ない措置であろう。

むすび

九千九百九十九件の裁判が公正にして適法なる判決であつても万一、一件たりとも「無辜」の民をして行刑に呻吟せしめば国民は司法の威信を問うであろう。また幾百万人の予防接種が無事実施されたとしても一人の死亡者一人の心身重症者を発生せしめば国民はその予防接種の不信を衝くであろうように、このことが如何に重大な性質のものであるかを認識してあらゆるこれに関係する人々は慎重の上にも慎重を加え公衆衛生のため人命尊重のために行なわれる予防接種が無事故でありたいことを願うのは筆者一人ではなく国民ひとしくその願望を一にするところであろう。私が声を大にする

る所以のものは特に乳、幼、老など抵抗力の少ない人々の身体に少量なりと雖も異物の「劇物」を注入する方法が行なわれている以上体質的にも不測の事態発

生の可能性を警戒認識して、これが絶無を期して実施されんことを常に念願しているところであり現にこれらの不幸な事故被害者に対して衷心からその経過

の良好ならんことを祈願するものであります。

腹<sup>はら</sup>這<sup>は</sup>えは歩めと願ふ親心  
朝な夕なに子達祈りて

予防接種法 昭和51年6月19日 法律第69号

予防接種法施行令 昭和51年6月19日 政令第159号

法第2条2（一般的予防接種を行う対象疾病）

イ、○印を付したものは定期に実施する

ロ、疾病のまん延予防上必要と認められるときに行う一般的な臨時予防接種、この場合は法定のすべての疾病に適用される。現実にはインフルエンザ、日本脳炎など。

1. °痘そう 2. °ジフテリア 3. °百日咳 4. °急性灰白髄炎（小児マヒ）  
5. °麻疹 6. °風しん（三日ハシカ） 7. コレラ 8. インフルエンザ  
9. 日本脳炎 10. ワイル病

11. 前各号にあげる疾病のほか、その発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病

ハ、政令で緊急の必要がありと認めて臨時に行う予防接種（緊急的な臨時の予防接種）

痘そう、コレラその他厚生大臣の定めた疾病

ニ、種痘の実施については衛発第726号昭和51.9.14公衆衛生局長予<sup>レ</sup>防<sup>レ</sup>接<sup>レ</sup>種<sup>ノ</sup>の<sup>ニ</sup>実施<sup>ニ</sup>ついて<sup>テ</sup>第<sup>3</sup>による。



# 年頭所感

大阪大学微生物病研究所

所長 川俣 順一



明けましておめでとうございます。

昭和五十三年の新年を迎え、皆様の御繁栄を心から御祈り申し上げます。

ところで、昨年一年間にも相変わらずいろいろなことが起りました。和歌山県有田市のコレラ流行もその一つであります。飛



新年あけましておめでとうございます。

旧年中は、本府の衛生行政に多大の御尽力を賜わり厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年は経済不況の長期化による企業倒産の続発、雇用の不安の増大等々、我国をとりまく社会環境は一段と厳しい年で

行機による海外旅行が盛んになった今日、外来伝染病が検疫の網をくぐって国内に侵入することは早くから警戒されています。

私は昨年秋に日本細菌学会関西支部総会のお世話をいたしました。この学会の準備を昨年の始めに関係の諸先生といえました。シンポジウムと

「輸入感染症の現状」を取り上げることにしました。その後まるで符丁を合せたように六月の有田市のコレラ流行が起りました。私達のおそれていたことがあまりにも早く事実となったことに驚いたのであります。一歩日本の外へ出ますとまだまだ各地で、各種の伝染病が小

# 新年にあたって

大阪府衛生部長

鴛 淵 茂

ありました。大阪府におきましても、例外ではなく遂に地方交付税の交付団体に転落し、今やかつてない財政危機にみまわれている次第であります。

このような厳しい情勢ではあります。衛生行政担当者といえし、府民の福祉、保健衛生の向上をはかるため、なお一層の努

力をして参らねばならないと考えております。

近年、公衆衛生の分野におきましても、産業の高度化や人口の都市集中化等にもとま、年々複雑多様化の傾向を示しております。本府といえし、これらに対応し地域特性を十分に考

流行、大流行を繰返しています。ヨーロッパのような先進地域においても、わが国からは姿を消した狂犬病がなお地域的に存在しており、家畜や人間に被害を与えているのです。又、在外公館の職員、家族、海外に進出して

あることを痛感しています。これをもつて年頭の所感といたします。

◆◆◆◆◆

府政だより

◆◆◆◆◆

の家族などが、マラリアを始め多くの熱帯病や風土病の脅威にさらされていることも大きな問題であります。私達は今や日本国内だけの防疫を考えているわけには行かなくなりました。

大阪府衛生部では次の主な行事が行われる予定です。

○ねずみ駆除月間  
期間 1月～2月中

○成人病予防週間  
期間 2月1日～2月7日

○かい犬条例強調月間  
期間 3月中

常に眼を地球的規模に向けて防疫対策に真剣に取り組む義務

慮した上、府民が保健、医療サービスを享受できる体制をめざし、救急医療体制の確立、疾病の予防と健康増進等保健体制充実の諸施策を積極的に推進していく所存であります。又、昨年は、戦後のいわゆる復員コレラの発生は別として、我国では、集団発生はしないであろうと思われたコレラが、海外渡航者の増大等により、いつ国内に侵入拡大するかもわからないという状態におかれたことは、あらためて検疫伝染病に対する防疫体制の重要性を痛感いたしました。本年はさらに厳しい社会情勢が予想されますが、伝染病予防をはじめとする衛生行政を推進するにあたり、その使命と責任の重大さを肝に命じ鋭意努力して参りたいと存じております。あらためて、各位の御支援と御協力を願います。最後になりましたが、貴協会の益々の御発展と皆様の御健勝を心からお祈りいたしまして、私の新年のごあいさつといたします。



大阪市環境保健局長

## ごあいさつ

長谷 廣

の追求にともない従来の伝染病予防の立場で取り組んできた衛生害虫に加え不快害虫に対する殺虫防除の声もきかれるようになりました。

あけましておめでとうござい  
ます。

旧年中は本市公衆衛生行政に多大のご協力を賜わり厚くお礼申しあげますとともに新春にあたり一言ごあいさつ申しあげます。

さて、一九七〇年代は福祉の年代ともいわれ、従来にました

国民生活に密着した行政施策を進めることが指向され、すでに八年の歳月が経過いたしました。

この間、都市の態様、最適な環境条件に対する人々の考え方も変化し、これに対応して生活環境および公衆衛生の分野にさまざまな新しい問題が派生しております。

都市態様の変化による生活環境上の問題としては、ネズミに例をとればビル街での急速な暖房設備の普及により圧倒的勢力を占めていたドブネズミがその主役の座を南方産のクマネズミに譲りつつあります。

最適な環境条件に対する考え方の変化の面では、居住性向上

本市としましてはきびしい財政状態にありますが、市民の健康と生活環境の確保を図るため全力を傾注する所存でございます。

貴会におかれましては、一そこの研究を積まれ、技術の向上を図られることにより公衆衛生行政の円滑な推進にご尽力を賜りたいと念願する次第であります。

おわりに、貴会のご発展と皆様方のご健勝をお祈り申しあげまして新年のごあいさついたします。



大阪府立公衆衛生研究所長

## 新年を祝う

古野 秀雄

明けましておめでとうござい  
ます。

石油ショックからすでに四年の歳月が経過いたしました。

高度成長より安定成長へと社会は転換したのですが、日本をとりまく世界情勢のうちとくに、経済の動揺は一向におさまらず、最近では特に混迷の度を深めつ

つあるやに感じられます。

問題を景気にしぼって考えても、リード役とされた日、米、独のうち、日独は当初目標成長率の達成が困難視され、急激な景況浮揚策を追加してその失速を防いでおり、米は孤軍奮闘してきた自国景気も息切れの気配が強くなっており、米は孤軍奮闘してき

この背景にはエネルギー、資源をめぐる環境の不適応や主要

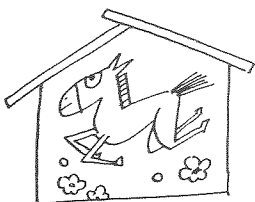
国経済体質のインフレ化はもとより、この両者から誘発された通貨不安など解決が容易でない問題が山積していることはいうまでもありません。しかし今日経済あるいはこれを構成している各国の最大問題

は各種の与件のきびしさというよりも、むしろこれから派生する前途不透明感、将来への確信喪失といったものが企業家はもとより消費者心理までも支配しているのではないのでしょうか。

このようなきびしい社会情勢の中で新年を迎えるのでありますが、我々が関与している公衆衛生におきましても幾多の難問題をかかえております。

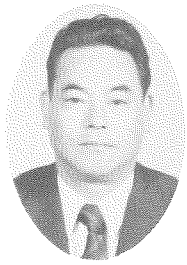
この難問題を解決するためには原点に立ち帰り、一歩と社会的要求に応じつつ確実に問題の解明にあたらないと存じます。

終りに貴協会におかれては、常に堅実な方針とたゆみない努力によりましてこの難関を乗り越り、将来の明るい見通しと希望を輝かせながらなお一層のご健闘を祈り御発展を期待いたします。



# 年頭のあいさつ

堺市衛生部長



忠見 進

明けましておめでとうございます。昭和五十三年の新春を迎え、皆様のご健勝を心からお祝い申し上げます。また昨年は本市衛生行政に平素より変わらぬご尽力を賜わり心から感謝いたします。

さて本市も他市と同様、赤字財政の余波を受け財政状態も極めて悪く、事業関係にも波及しないようにと鋭意努力しております。財政難だからと云って住民サービスがおろそかになるようでしたら地方自治における全体の奉仕者であるという基本概

念の問題ともなっております。さて明るいニュースとして厚生省の認可もあり今春には以前から問題となっていました(仮称)泉北保健所が設置されることになりました。私共衛生部職員全員が一丸となって住民のニードに合致したよりよい保健所

を、と昼夜没頭いたしてまいりました。これにより何かと不自由をかけた住民の方々にも充分に利用出来得る施設と確信しております。また昨年を回顧いたしますと、防疫体制の充実が是が非でも早急に対処せねばならない課題であります。昨夏発生した和歌山県有田市のコレラ禍で世間は大変動揺し近隣諸都市では防疫体制に血眼になりました。本市におきましても同様でございます。伝染病棟の不足、消毒薬の備蓄等の問題、防疫知識の不足

等、防疫体制の不備をあまりにも唐突な事件により悟らされました。本年の私どもに与えられた課題としても、常日頃の体制を充実することによって「ゆとり」をもった衛生行政を推進したい、と念願するものです。最後になりましたが皆様方のご健康と財団法人大阪防疫協会の益々のご発展を祈念いたしまして年頭のあいさつとします。



# 二十一世紀

日本万国博覧会記念協会

理事長 今枝 信雄



二十一世紀を迎えるまで、あと何年——ここ数年、正月を迎えるたびに指折り数えてみるのです。と言うのは、万国博の会場跡地に造成中の記念公園のマスター・プランは、創成期、育成期を経て、西暦二、〇〇〇年

谷筋に、天水田が段々に連なっていた千里丘陵の一角、三〇〇ヘクタールを敷地として、万国博は「未来都市のコア(中核)」を創り出しました。それは、会場内の展示館や諸施設に冷水を

えば、SFの未来都市の景観を呈していました。そんな会場も、万国博の約束事に従って、会期終了後、半年以内にあらかたの施設は解体撤去されてしまい、その跡地に記念公園が設置されることになったのです。

着きを見せています。会場周辺には陸上競技場をはじめ十一のスポーツ施設が整備され、内外の展示館がお祭り広場を中心として偉容を誇っていた区域は、今や面目を一新し、森林公園に変貌しつつあります。そして、緑にとりかこまれて、国立国際美術館と国立民族学博物館が新たに開館しました。

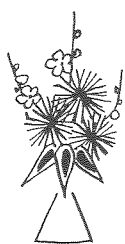
七五年の世界総人口三十九億が二、〇〇〇年には六十二億に達するということです。恐しいほどの社会的変化を見せるに違いない今世紀最後の四分の一世紀を万国博記念公園はどのように生き続けて行くのでしょうか。

をこの公園の熟成期の目標として

「緑に包まれた文化公園」を標榜する万国博記念公園は、およその形を整えて、二十一世紀の熟成期を目指して自然の営みを続けて行くことになりました。

日本政府が出展した日本庭園は、年とともに庭園らしい落ち

お正月にふさわしいとは思いますが、わが子の行末を案ずる親馬鹿だと思ってお許しを願います。



竹林に覆われた五つの小さな

「動く歩道」を会場

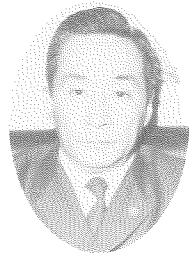
は、年とともに庭園らしい落ち

ば、国連の推計によれば、一九

# 新春雑感

阪急電鉄株式会社

運輸部次長 菅井基裕



年の始めともなれば、この一年を何とか爽り多きものにした

いと、人それぞれの立場で、それぞれに新たな思いがめぐらされる。その思いたるや、深く国の命運を案ずるものから、わが子に対する立てば歩めのささやかなねがいに至るまで、まさに人とりどりであろう。それによ

いと思う。それでこそ年の始めである。何も考えない年の始めより、何かを考え、何かをねがっての年の始めでありたいと思う。ただそれぞれの思いが、自分の本当の幸せをねがう素直な思いであってほしいと思う。心にもなく人を傷つけ、人をそ

しらなければ生き抜かれぬきょうこのごろではあるけれど、まさにほかなき日々である。人を傷つけ、人をそしっての目先の幸せは、いつかは崩れ去るのである。ある人は、現代社会を特徴づけて、三無時代と言った。即ち、無感動、無関心、無責任の三つである。この三つは、た

だ、並べられるだけではなく、互いに密接に結びついて、現代人の心理の一面をよく表現していると思う。

では、この三無の傾向をいかにしたら、正すことができるのだろうか。その人は言った。

「ひとりひとりが、狭いエゴイズムから脱出して、ひろい社会的関心と社会的責任を持つよう

に努めることである」と。日本の国はどうなるのか。お互いの生活はどうなるのか。みんながうるたえ、みんなが心配し、みんながその行く末を案じたのは、オイルショックを契

機としたついでこの兩三年前のことではなかったか。今もなお案じつつづけている人はあるにしても、大方は、台風一過、心配しすぎの杞憂のことと忘却の彼方に押しやらんとしている。しかし事態はすこしも変わってはいない。それは歴史の大きな転換期だからであろう。年忘れの鐘が鳴っても、将又、新年の幕があけても、お互に歴史の転換期に立ちつつづけていることだけは、忘れないようにしてそれを一年の爽りにしたいものである。

# 新春所感

南海電気鉄道株式会社

難波駅長 石井照雄



あけましておめでとうござい

ます。昭和五十三年の新春を迎え、皆様のご健勝を心からお祝い申し上げ併せて旧年中のご協力に厚くお礼申し上げます。

南海電鉄の前身である阪堺鉄道がわが国最初の民間人経営による鉄道として明治十八年に難波と大和川間七・六軒の営業を初め浪速っ子から「難波すてん所」と親しみをもって呼ばれた頃は当難波駅附近は一面のネギ畑でありそのために大阪では「ナンバ」といえばネギの代名詞に

なっていたということをご老から聞き及んでいまずして「大阪のド真中に飛行場をつくりよる……」と浪速っ子を驚かせた御堂筋ができたその南端に「地上百尺間口九十六間」の当時として関西一の南海ビルが完成し「ギーンテナント」として高島屋を迎えたのが昭和七年であります。

続いて昭和十年に開通した地下鉄とも連絡しターミナルとして充実、昭和十三年には都心部の高架複々線工事が完工同時に二階にプラットホームのある難波駅ができあがりました。

昭和四十年以降大阪南部の宅地開発は進み特に万国博覧会以後は急ピッチとなり泉北ニュータウン、狭山ニュータウンなど

若い街が続々誕生それに伴って大阪都心への通勤人口も急増し難波駅の乗降客は一日四十万人を超えようとしています。そして橋本林間田園都市など完成する昭和六十年代には五十万人に

達するものと予想されます。巨大な沿線の人々の足として十両編成の電車を走らせることも計画されさらに乗降客の流れを安全快適円滑に導くことが大きな使命でありこのため難波駅は三たび生れ変わるうとしています。難波駅の大改造工事は昭和四十七年に着工され昭和五十一年秋にはプラットホームを三階に引き上げコンコース一階への直通エスカレーター大階段などその一部分が完成し引続き昨年十一月には二階中央口の開設を手始めに各フロアの駅導線機能を整備し着々と工事が進んでおり工

事にもかかわらず清掃もゆきと  
どきお客様からも難波はきれい  
になったと好評であり新しいシ  
ョッピングセンターを含めた全  
工事の完成は昭和五十五年の予  
定です。難波駅は大阪の南玄関

というだけでなく、やがて関西  
国際空港が泉南沖に完成の暁  
には日本を代表する玄関になる  
ことと思えます。関西にとつて  
もっとも不足していた国際性が  
ここによみがえり二十一世紀へ

の門出を力強く踏み出すことに  
なるとしよう。難波ターミナル  
ビルはその時代を先どりし将来  
構想である超高層ビル建設を目標  
としています。従いましてその管理

の範囲も拡がって行きお客様も  
益々増えつつありますので先づ  
お客様に喜んで頂ける施設と人  
的サービスの向上によって本年  
も一層努力を重ねてゆきたいと  
思っております。

最後に貴協会の御発展をお祈  
りし年頭のごあいさつといたし  
ます。

